

近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢収取

——秩父郡太田部村、葛飾郡下野村・平須賀村の事例——

児玉典久

はじめに

一 秩父郡太田部村の徴租法と年貢

(一) 永高検地に基づく徴租法の特徴

(二) 伊奈氏の徴租法（反取法）

(三) 戸田忠昌（後の岩槻藩主）支配期の年貢

二 葛飾郡下野村の新田開発と年貢

(一) 初期新田開発期の年貢

(二) 元和元年検地以降の年貢

三 水田地域平須賀村における伊奈氏の年貢収取

(一) 水田地域の反取法（慶長期）

(二) 寛永四年検地と本田の増徴

(三) 寛永十四年検地と新田の増徴

おわりに

はじめに

徳川氏は、天正十八年の関東入封以降、その直轄領の年貢収取においては、その在地の地域性や経済構造に対応した①永高を基準にした永高法、②石高を基準にした厘取法、③反別を基準にした反取法を採用した⁽¹⁾。永高法は、関東では上野・武蔵・相模国山間地域、それ以外では、遠江・駿河・三河の山間地域など広範囲で実施されている。武蔵における永高法の研究は、和泉清司氏により、永高制検地の実態、年貢割付状の諸形態、年貢収取体系の検討を通して、永高制が石高制との関連において、石高制に適合したものであるという報告がなされている⁽²⁾。一方、佐藤孝之氏は、北遠江幕領のうち阿多古領、西手領、三倉領、犬居領における永高制及びその年貢収取の実態を年貢皆済等をもとに分析し、永高制下における年貢量変動の要因として、引高・見取の増減、検地による打出の他、①永対鏝の換算比、②有高に対する割増・割引徴収、③永盛の引上げがあると報告し、関東の永高制に関する研究では、①③に関して全く明

らかにされていないとしている。川鍋定男氏は、関東における三つの徴租法の方式を具体的に報告し、特に反取法については、慶長期伊奈備前守による反取法実施が契機になったと指摘し、一般的にみられる寛永中、寛文・延宝期の徴租法の反取法への転換の要因については、畑方年貢徴収に矛盾がおり、その矛盾を反取法によって克服し、畑方年貢の増徴を意図したものであるとしている⁽⁴⁾。伊奈氏の反取法の研究については、まだその事例研究の報告は少ないが、坂田英昭氏は、伊奈氏支配武州葛飾郡平須賀村年貢割付状の検討を通して、その貢租動向を報告しているが、その中で、田畑各品位に二つの反取法があり、不安定な東部低地帯の実情に対応した年貢徴収であるとし、伊奈氏の施政として看過できない点であると指摘している⁽⁵⁾。また代官頭（関東郡代）としての伊奈氏研究は、村上直氏⁽⁶⁾、本間清利氏⁽⁷⁾、和泉清司氏⁽⁸⁾、小沢正弘氏⁽⁹⁾を中心に、代官頭の歴史的役割、古文書学的考察、新田開発政策等多くの成果があげられているが、伊奈氏の徴租法と年貢收取の研究はまだ少ない。

以上のような研究成果をもとに、本稿では、近世前期武蔵幕領のうち伊奈氏支配の西部山間地域太田部村と東部低地下野村、平須賀村の年貢收取を、残された検地帳や年貢割付、皆済から具体的に分析し、佐藤氏の指摘した永高制下における年貢量変動の要因を関東永高制の地域において検討するとともに、坂田氏の指摘した東部低地における伊奈氏の反取法の特徴を再検討しようとするものである。

一 秩父郡太田部村の徴租法と年貢

太田部村は、秩父郡の北西部に位置し、北に神流川が流れ上州と境を接する山村であり、徳川氏関東入封以来の直轄領で伊奈氏の支配をうけていた。検地は、伊奈氏のもとで、慶長三（一五九八）年と寛文二（一六六二）年に二度実施されている。太田部村の年貢割付状は寛永十五年以降、年貢皆済は寛永以降のものが残っているが、今回の分析では寛文・延宝期までを対象とした。また永高法から反取法に徴租法の転換がなされるが、その契機となった寛文二年の検地までを第Ⅰ期、寛文検地以降寛文十年の伊奈氏支配までを第Ⅱ期、幕領から一時戸田氏支配になり代官の交代がみられる寛文十一年以降を幕領支配との参考比較に第Ⅲ期として検討していきたい。

（一）永高検地に基づく徴租法の特徴

この時期の年貢割付状は、寛永十五年を初見とし、万治二年まで一一点残されている。この時期の割付状は、和泉氏も紹介しているが次のようなものである。

（史料一）

寅年太田部郷御年貢可納割付之事

一 永拾五貫五百八拾壹文 高辻

内

七拾七文

丑之河かけ

残拾五貫五百四文

一 永耆貫式百八十文 高外納
納合拾六貫七百八拾四文 寅之納

以上

右如是相定上者、極月十日を切而

急度可致皆濟候、若其過於無

沙汰者、以謹責可申付者也、仍如件、

寛永十五年

寅霜月朔日

(久綱) 大金兵 (黒印)

(忠治) 伊半十 (黒印)

名主百姓中迄

(文書館収蔵新井家文書No.一五九六)

ここでいう高辻拾五貫五百八十文文は、慶長三年の永高制檢地に基く年貢高であり、そこから損免分としての川欠七拾七文を引いたものに、高外納として永耆貫式百八拾文を加えたものがこの年の納高になっている。では高外納とは何だろうか。次の史料は、正保二年と三年の年貢割付状である。

(史料2)

酉年太田部村御年貢可納割付事

一 永高拾五貫五百八拾七文 高辻

内百七文

川欠

殘拾五貫四百七拾四文 定納

外永七百七拾四文 高の外五分上ル

近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢収取

納合拾六貫式百四拾八文

右如此相定上者、霜月廿日切而

可致皆濟、若其過於無沙汰

以謹責可申付者也、仍如件、

正保二年

酉霜月三日

名主百姓

(忠治) 伊半十 (黒印)

(文書館収蔵新井家文書No.一五〇七)

(史料3)

戌年太田部御年貢可納割付事

一 永高拾五貫五百八拾七文 高辻

内

永百七文

川かけ

永耆貫五百四拾七文

免耆引

殘拾三貫九百式拾七文

戌納

右如此相定上者、霜月廿日を切而可致

皆濟、若其過無沙汰、以謹責可

申付者也、仍如件、

正保三年戌霜月三日

(忠治) 伊半十 (黒印)

名主百姓中

(文書館収蔵新井家文書No.一五〇八)

このように、正保二年には、年貢高永高拾五貫五百八拾七文の五分にあたる七百七拾四文が割増され、正保三年には、一割にあたる一

表1 太田部村第I期年貢高表

発給年月日	本途年貢永高	損 免 引	割 引	残	高外納(割増)	納 合	代 官
寛永15.霜	15貫581文	77文丑河かけ		15貫504文	1貫280文	16貫784文	大金兵・伊半十
17.10	15 581	77文丑河かけ		15 504	930	16 434	伊半十
18.10	15 581	77文川欠		15 504	620	16 124	伊半十
19.霜	15 581	77文川欠30文 午年 屋敷荒	3貫95文	12 379		12 379	伊半十
正保2.霜	15 581	407文川欠		15 474	774 (高の5分)	16 248	伊半十
3.霜	15 581	107文川欠	1 547 (免1つ引)	13 927		13 927	伊半十
4.霜	15 581	170文川欠	1 547 (免免1つ引)	13 927		13 927	伊半十
承応3.11	15 581	157文川欠 114文午の水押		15 310	764 (高の5分)	16 75	伊半左
明暦2.10	15 581	157文川欠		15 424	700	16 124	伊半左
万治元.霜	15 581	157文川欠	4 000 (畠免)	11 424		11 424	伊半左
2.10	15 581	157文川欠 274文亥川欠 333文当水押	2 300 (畠免)	12 517		12 517	伊半左

(新井家文書・太田部村年貢割付状をもとに作成・大金兵は大河内久綱、伊半十は伊奈忠治、伊半左は忠治の子忠克)

貫五百四拾七文が割引されている。このような割増や割引は、この時期毎年みられ、それが毎年の納高の微妙な変動になっている。第一期の年貢収取の動向をまとめたのが表1である。しかし、寛永―慶安期の北遠江幕領にみられる大幅な割増による年貢増徴と承応―寛文期にみられる大幅な割引による年貢後退の傾向は、太田部村にはみられない。また、その割増・割引も一割や五分といった小さなもので、幕府にしろ伊奈氏にしろ、北遠江幕領にみられた増徴や後退の意図はみられない。

(二) 伊奈氏の徴租法(反取法)

太田部村では、寛文二年に検地が実施された。と同時に、他の幕領地域同様、徴租法も永高法から反取法に転換され、年貢高は永高表示とともに石高表示がとられるようになった。また、従来から納められていた小物成(臨時・浮役)の記載もみられる。この時期の年貢割付状の初見は、寛文五年のものであり、第二期、第三期とも、この形式の割付状が出されている。

(史料4)

己之年太田部村御年貢可納割付之事

永拾六貫四百八拾九文

一高八拾貳石四斗四升五合

田畠屋舖共

此わけ

中昌三町貳反貳拾六歩

内貳拾五歩 辰ノ川欠

残三町貳反壹歩

六十文取

此取壹貫九百貳拾文

外百拾貳文

上木

下畠拾壹町四反八畝貳拾貳步

内畝拾八步 辰ノ春道ニ成

殘拾壹町四反七畝四步

四拾文取

此取四貫五百八拾九文

外四百拾壹文

上木

下々畠七拾壹町六反七畝貳拾步

内式畝壹步 辰ノ川欠

殘七拾壹町六反五畝拾九步

拾文取

此取七貫百六拾六文

外壹貫百五拾四文

上木

上木畠七反式畝四步

三拾文取

此取貳百拾六文

萩畠三畝步

拾文取

此取三文

屋敷壹町壹畝拾三步

百貳拾文取

此取壹貫貳百拾七文

取永合拾六貫七百八拾八文

内壹貫六百七拾七文

上木

外

一永四百貳拾文

役綿本代

一永貳百六拾文

右六割二分出目

一永貳貫貳百文

紙舟役本代

一永四百四拾文

右二割出目

一永七百四拾四文

わけ

右如斯相定上者、霜月中を

切而急度可致皆済、若其

過於無沙汰者、以譴責可申

付者也、仍如件

寛文五年

伊左門(忠常) (黒印)

霜月十五日

太田部村

名主百姓中

(文書館収蔵新井家文書No.二六一一)

第Ⅰ期の年貢収取の動向を示したのが表2である。寛文二年の検地により、中畠・下畠・下々畠・上木畠・萩畠・屋敷の反別がだされ、反取をもとに、年貢高永十六貫四八九文が算出された。これは慶長三年検地に比べると九〇八文の増である。石高表示の八二石四斗四升五合は永一貫〓五石で計算されたものであり、石高表示があつても、実際には金納方式であり、関東平野部における畑永方式と同じである。小物成四貫六四文は以前から納入されていたものであり、納高の変化はない。ただし、第Ⅰ期の永高法(年貢高〓永高―損免方式+割増)に比べ、反取法(各反別×反当り取高)に転換したことにより、反取の引上による年貢増徴が行えるようになった。つまり、他の幕領同様、太田部村においても、反取法に転換することにより、年貢増徴をしようとする伊奈氏の意図がみられる。しか

萩島 (3畝7歩)		屋敷 (1町1畝13歩)		高外 (上木)	納合	小物成 (臨時浮役)	代官
反取	取永	反取	取永				
10文	3文	120文	1貫217文	1貫677文	16貫788文	4貫64文	伊左門
10	3	120	1 217	1 456	21 618	↓	伊左門
10	3	120	1 217	1 456	16 682	↓	伊左門
10	3	120	1 217	1 456	21 617	↓	伊左門
10	3	120	1 217	1 456	20 722	↓	伊左門
20	6	120	1 217	1 456	28 858	↓	戸田氏支配 佐□茂左衛門他2名
20	6	125	1 268	1 456	29 69	↓	不明
20	6	120	1 217	1 456	26 640	↓	中与惣右衛門他1名
20	6	120	1 217	1 456	25 205	↓	幕領 松田久兵衛他1名

(新井家文書太田部村年貢割付状をもとに作成、伊左門は伊奈忠常)

し、太田部村の年貢増徴はすぐには軌道にのらなかったものとみられる。表3は、寛永四年から残っている太田部村の年貢皆済の動向をまとめたものである。幕府(伊奈氏)にとって、年貢増徴を意図した寛文二年の検地であり反取法への転換であったが、検地後寛文三年の皆済量は小物成を含めても一六貫九五三文と、寛文元年に比べて大幅な年貢後退を示し、寛文四・五・六年の皆済は、寛文十年六月まで遅延していることがわかる。このような年貢皆済の遅延は、北遠江幕領でもみられ、佐藤氏は、土豪農民の抵抗と代官の譲歩によるものであると指摘している。おそらく太田部村でも、幕府(伊奈氏)の年貢増徴に対する土豪層の抵抗があったと考えてよいのではないだろうか。伊奈氏発給の年貢割付状が寛文十年を最後に、寛文十一年からは代官の交代が行われている(後の岩槻藩主戸田忠昌支配)のは、その影響かもしれない。

(三) 戸田忠昌支配期の年貢

寛文十一年以降、この第Ⅱ期は、短期間ではあるが、幕領から戸田忠昌(寺社奉行、後の岩槻藩主)の支配に移った時期である。この時期の年貢割付状からみると、伊奈氏のあとを引き継いだ戸田氏代官の交代がひんばんに行われるとともに、割付状の発給者である代官が連名になっているが、割付状の形式は伊奈氏支配時のものを引きついでいる。しかし、第Ⅱ期にできなかった反取の引上による積極的な増徴が実施されているのが特徴である。

(史料5)

表2 太田部村第Ⅱ・Ⅲ期年貢高表

発給年月日	本途年貢石高 (永高)	中畠 (3町2反26歩)		下畠 (11町4反8畝2歩)		下々畠 (71町6反7畝20歩)		上木畠 (7反2畝4歩)	
		反取	取 永	反取	取 永	反取	取 永	反取	取 永
寛文5. 霜	82石4斗4升5合 (16貫489文)	60文	1貫920文	40文	4貫589文	10文	7貫166文	30文	216文
7. 霜	↓	70	2 240	50	5 736	15	10 749	30	217
8. 霜	↓	52	1 664	37	4 244	11	7 882	30	216
9. 10	↓	70	2 240	50	5 736	15	10 749	30	216
10. 霜	↓	60	1 920	45	5 162	15	10 748	30	216
11. 10	↓	70	2 240	50	5 736	25	17 914	40	289
12. 10	↓	75	2 400	55	5 736	25	17 914	40	289
延宝8. 11	↓	75	2 402	48	5 506	22	15 764	40	289
天和2. 11	↓	75	2 400	48	5 506	20	14 331	40	289

近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢收取

武州秩父郡太田部村亥年
 物成可納割付之事
 永高拾六貫四百八拾九文
 一高八拾貳石四斗四升五合
 此反別
 御縄辻
 中畠三町貳反貳拾六歩
 内貳拾五歩
 残三町貳反壹歩
 此取永貳貫貳百四拾文
 外百七文
 上木代
 七拾文取
 下畠拾壹町四反八畝貳拾貳歩
 内壹畝拾八歩
 残拾壹町四反七畝四歩
 此永五貫七百三拾六文
 外四百六拾壹文
 上木代
 五拾文取
 辰川欠引
 下々畠七拾壹町六反七畝貳拾歩
 内貳畝壹歩
 残七拾壹町六反五畝拾九歩
 此永拾七貫九百拾四文
 外八百八拾八文
 上木代
 貳拾五文取
 上木代
 四拾文取
 萩畠三畝歩

表3 太田部村年貢皆済高表

年 代	発給年月日	本 途				小物成	納高計
		綿本代	荏(斗)	金 納	納 合		
寛永4	寛永 4.極.11	210文	20文(1斗)	14兩3分 (江戸判)		4貫64文	
15	15.極.24	↓	44(2斗2分)	16貫740文		↓	20貫498文
17	17.12.28	↓	58(2斗9升)	16 166	16貫434	↓	20 188
18	18.極.21	↓	58(2斗9升)	15 856	16 124	↓	16 443
19	19.極.20	↓	29(1斗4升5合)	12 14	12 379	↓	17 681
20	20.12	↓	58(2斗9升)	13 349	13 619	↓	17 526
21	21.極.27	↓	↓	13 194	13 462	↓	20 312
正保2	正保2.極	↓	↓	15 980	16 248	↓	17 991
3	3.極.晦	↓	↓	13 659	13 927	↓	17 991
4	4.極	↓	↓	13 659	13 927	↓	19 488
慶安元	慶安元.極	↓	↓	15 156	15 424	↓	19 796
2	2.極.20	↓	↓	15 464	15 732	↓	19 951
3	3.極	↓	↓	15 629	15 887	↓	20 105
4	4.極	↓	↓	15 783	16 41	↓	17 174
承応元	承応元.極	↓	↓	12 842	13 110	↓	19 951
2	2.極	↓	↓	15 619	15 887	↓	20 139
3	3.極	↓	↓	16 17	16 75	↓	20 253
明暦元	明暦元.極	↓	↓	16 131	16 189	↓	20 188
2	2.極	↓	↓	16 66	16 124	↓	16 488
3	3.極	↓	↓	12 366	12 424	↓	15 488
万治元	万治元.極	↓	↓	11 366	11 424	↓	15 714
3	3.極	↓	↓	11 592	11 650	↓	19 214
寛文元	寛文元.極	↓	↓	15 92	15 150	↓	16 953
3	3.12.29	↓	↓		12 889	↓	20 852
4	10. 6.晦	↓	52(2斗6升)	16 736	16 788	↓	20 631
5	10. 6.晦	↓	54(2斗7升)	16 513	16 567	↓	20 852
6	10. 6.晦	↓	52(2斗6升)	16 736	16 788	↓	20 746
8	8.極.25	↓	54(2斗7升)		16 682	↓	34兩鏝945文
11	12. 4.朔						34兩1分
12	13. 2.29						31兩3分錢26文
延宝元	延宝 2. 3. 8						29兩錢716文
2	3. 3. 8						40兩1分錢719文
3	4. 3.22						

近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢収取

(新井家文書太田部村年貢皆済をもとに作成)

此永六文

式拾文取

屋敷老町老畝拾三步

此永老貫貳百拾七文

百貳拾文取

永合式拾八貫八百五拾八文

内老貫四百五拾六文

上木代入

外

一永四貫六拾四文

小物成

右之通、当物成相究候間

村中大小之百姓寄合、高下

無之様致小割、霜月中急度

可有皆済者也、

寛文十一 亥 十月

佐 茂左衛門 (黒印)

中 金右衛門 (黒印)

广 彦右衛門 (黒印)

太田部村

名主百姓中

(文書館収蔵新井家文書No.一六六一)

表2から、第Ⅲ期の年貢取の動向をみると伊奈氏支配、寛文十一年の年貢納高(小物成含まず)二〇貫七二二文に比べて、寛文十一年には、二八貫八五八文、寛文十二年には、二九貫六九文と四〇%ほどの増徴を示している。そして、この増徴の要因は、毎年行われた反取の引上であり、伊奈氏から戸田忠昌支配にかわったことがそ

近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢取

の契機となった。このような増徴が可能であったのは、検地によって示された畠年貢高と実際の生産高との乖離が考えられ、幕府・伊奈氏の意図した反取法による年貢増徴は、寛文期後半の戸田氏支配期に達成されたことになる。その後、天和二年以後太田部村は再び幕領(代官松田氏)になるが、年貢納高の大幅な変動がみられないことから察すると、たとえ伊奈氏による支配が続いたとしても、この時期に、増徴は達成されたものと思われる。

二 葛飾郡下野村の新田開発と年貢

下野村は、武蔵国葛飾郡幸手領に属し、古利根川左岸の自然堤防上の村であり、文禄三(一五九四)年の利根川第一次改修によって利根川の主流が古利根川筋から権現堂川や庄内川筋になったことから、新田の開発が伊奈氏のもとで促進された地域である。元和元(一六一五)年には、伊奈忠治のもとで検地が実施され、年貢割付状は慶長十三年伊奈忠次発給のものを初見とし、多く残されている。その他、新田開発関係の文書も残されている。ここでは、伊奈忠次忠治支配の慶長・元和期の年貢割付状を分析することにより、下野村の貢租動向、伊奈氏の徴租法と年貢取を検討してみたい。

(一) 初期新田開発期の年貢

この時期の年貢割付状は、新田割付状を残すのみであり、下野村全体の貢租動向をつかむことはできない。しかし、慶長期における新田開発の実態とその貢租動向をしる上では重要と思われる。幸い

にも、年貢割付状は慶長十三年以降、慶長十九年まで全部残っている。この時期の徴租法は次の通り、田方米納・畠方永納を基本とした反取法が採用されている。

(史料6)

(慶長十三年)
申年下ノ村將監新田可納御年貢割付事

下田八町八反四歩

高

此内四町壹反六セ拾六歩

不作

同壹町

(破損)

付荒

(破損)

残三町五反

(破損)

付荒

(破損)

此取合五石斗四升壹合

下畠三町九反三七廿九歩

高

此内六反歩

付荒

残三町三反三七廿九歩

卅五文取

此取壹貫百六十八文

屋しき七七歩

此取卅五文

五十文取

永合壹貫貳百三文

右如此相定上ハ、十一月廿日を切而、可致

皆済、若其過於無沙汰ハ、^(通)鍵責以急

度申付者也、仍如件、

申霜月五日

(忠次) 伊備前 (花押) (黒印)

名主百姓中

(史料7)

(慶長十四年)
酉年砂原新田御年貢可納割付之事

下田合三町七反九畝廿九歩

本高

此内

上毛壹町貳反歩

三つ半⁽²⁾

此取四石貳斗也

中毛壹町歩

三つ半

此取貳石五斗也

下毛九反八畝廿九歩

三つ

此取壹石九斗八升也

残六反壹畝歩

不作

^米此取合八石六斗八升

下畠三町壹反廿九歩

此取九百卅三文

高卅文

屋敷七畝歩

此取卅五文

高五十文

右如此相定上ハ、十一月廿日を切而、可致皆済

若其過於無沙汰者、^(通)鍵責を以急度可

申付者也、仍如件、

酉十月

(忠次) 伊備前 (花押) (黒印)

名主百姓中

(杉戸町小島滋道氏所藏文書)

この将監新田と砂原新田は、利根川第一次河川改修によって開発された古利根川筋の新田であり、その開発の状況は、次の史料よりしることができる。

(史料8)

元禄九年子ノ十一月 下野村将監新田開発覚

一下総国猿嶋郡幸手領内御新田、伊奈備前様御取立之御新田ニ御座候、依之慶長元年^(十三カ)ニ御見分被遊、其以後八甫村下野村砂原通

り利根川之義閑宿境宇和田村へ御廻シ、段々御新田御取立被遊候而後ニ武蔵国葛飾郡と替り申候、弥以、伊奈備前様々下野村新田七年之間諸役不入之御黒印 慶作将監頭戴仕、(後略)

(杉戸町小島滋道氏所藏文書)

つまり、伊奈忠次のもとで新田を開発したのは、在地土豪の将監と慶作であり、七年間の諸役不入の黒印とは次の史料のことである。

(史料9)

以上

下之村彦右衛門

新田之事

七年之間、諸役

近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢取取

不入ニ申付候事、

(慶長十三年) 申二月四日

(忠次) 伊備前 (花押) (黒印)

名主慶作

同 将監

(杉戸町小島滋道氏所藏文書)

ここでいう諸役とは田租以外の課役のことであり、翌西^(慶長十四年)年には、次のような、彦右衛門新田の見取年貢願が将監等より出されている。

(史料10)

覚

下田三町七百九畝廿九步

薬師山より宮田通り

下島三町壹反廿九步

砂原利根川通り

屋敷七畝步

西海子堂海通り

是ハ慶長元年^(十三カ)申ノ二月発

三口合六町九反七畝廿八步

右下総国猿嶋郡幸手領下野村彦右衛門新田

田畠開発之場書上ケ申候、御見取ニ御年貢

米永奉願上候、以上、

西ノ二月日

寺

福正院

彦右衛門代

将監

百姓

縫之助

同 弥次右衛門

表4 第I期下野村新田年貢高表

年代	下田		下畠		屋敷		米合	永合
	反取	取米	反取	取永	反取	取永		
慶長13申 将監新田	[] []	5石0斗4升1合 []	35文	1貫168文	50文	35文	[]	1貫203文
14酉 砂原新田	上毛3斗5升 中毛2斗5升 下毛2斗	4石2斗 2石5斗 1石9斗8升	30文	933文	50文	35文	8石6斗8升	85文
15戌 砂原新田	3斗5升	8石3斗6升	30文	864文	100文	70文	8石3斗6升	934文
16亥 砂原新田	3斗	10石8斗	35文	1貫241文	100文	70文	10石8斗	1貫311文
17子 砂原新田	2斗 3斗	3石4合 7石3斗2升	25文 35文	143文 1貫152文	100文	70文	10石3斗2升4合	1貫363文
18丑 砂原新田	2斗 3斗5升	1石9斗4升2合 11石1斗5升4合	25文	953文	100文	70文	13石6升6合	1貫23文
19寅 砂原新田	3斗5升 2斗	10石6斗4升9合 1石7斗5升	30文	1貫100文	100文	70文	12石3斗9升9合	1貫170文

近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢収取

〔小島家文書、下野村新田年貢割付状より作成。損免引、田畠反取の賦課面積等は省略した。慶長16年から下田（3町7反9畝29歩→4町5反3畝29歩）下畠（3町1反29歩→4町1反4畝13歩）の総面積が増加した。〕

この見取の結果出された年貢割付状が酉年砂原新田年貢割付状（史料7）であると思われる。つまり、ここでいう彦右衛門新田と砂原新田は同一のものであり、それは、（史料7）と（史料10）の田畠屋敷の反別が一致することからもうかがえる。以上、慶長期下野村の新田開発の過程をみてきた。つぎに、将監新田の年貢割付状は慶長十三年のみしか残っていないが、砂原新田年貢割付状によってこの時期の年貢収取をみると表4のようになる。全体的に、わずかずであるが増徴の傾向にあることがわかる。慶長十六年以降の増徴は、下田・下畠の面積が増加したことが大きな理由である。米永の反取についてみると、上昇を示しているのは五十文から百文になった屋敷のみで、下田、下畠については不安定であったといわざるをえない。とくに、下田においては、慶長十四、十七、十八、十九年と2・3通りの反取によって年貢を賦課しているのである。ここには、坂田氏の指摘したような、不安定な東部低地帯の実情（その年度の作柄・立地、品位の変化、水損等による品位の劣化）に対応した、伊奈氏の年貢収取の一端をみる事ができる。2・3通りの反取をとり入れることによる年貢の安定、つまり後退の防止

同 同 同
修 理
但 馬
角之助

（杉戸町小島滋道氏所蔵文書）

のために、不安定な東部低地でみられた年貢の安定徴収をめざすための2・3通りの反取賦課は、この時期を契機に伊奈氏の特徴的な徴租法として、広汎にみられるようになる。

(二) 元和元年検地以降の年貢

下野村では、元和元年、伊奈忠治のもとで検地が実施され、新田畠の検地を中心に、新しい組入れが行われた。この間、将監と慶作開発新田の内、慶作分田地百姓は上高野村の高に組入られている。それらの事情は次の通り(史料8のつづき)である。

其上、伊奈備前様御役人木村彦右衛門殿、下ノ村新田御奉行被遊候間、慶作将監兩人ニ田地開発被仰付候所ニ、慶作座頭存寄ハ拙者組下之百姓田地別而指分ケいたし、慶作新田と分々ニ名乗申度と願上ケ、八拾弍年以前卯年伊奈半十郎様御検地御入被遊候節、右之田地御打訳上高野高ニ組合御打入被下候御事
一 慶作子共主水代迄名主役勤来候得共、主水勤方不埒ニ付、五拾弍年以前酉ノ年名主役被御召上、其子孫干今百姓役勤罷有、向論先規指上ケ之時分慶作百姓田地下野村将監開発耕地へ出作田地ニ罷成、

(後略)

こうして、検地によって新たに打出された田畠反別にもとづいて出された年貢割付状は、次のように、本田分と新田分を分けて記載したものになっている。

(史料11)

卯年下野村御年貢可納割付之事

(元和元年)

近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢取

上畠耆町五反弍畝弍歩 三十文取

此取四百五十六文

中畠弍町八反弍畝拾四歩 廿文取

此取五百六十五文

下畠拾弍町四反弍畝廿七歩 内九反耆畝廿七歩

残拾耆町三反耆畝廿三歩 耆反九畝七歩

此取耆貫六百九十八文 十五文取

屋敷六反耆畝拾七歩 百文取

此取六百拾六文

永合三貫三百卅五文

同所新田

中田六反六畝拾三歩 式斗五升取

此取耆石六斗六升

下田拾町八反三畝五歩 内耆町五反六畝八歩

残八町八反三畝三歩 四反四畝四歩

此取拾七石六斗六升弍合 式斗取

米合拾九石三斗弍升弍合

永合三貫三百廿五文

右如此相定上ハ、霜月廿日を切而可致

皆済候、若其過於無沙汰者、謹責を以

可申付者也、仍如件、

元和元年

表5 第Ⅱ期下野村年貢高表

年代	本 田				新 田			米 合	永 合
	上畠反取	中畠反取	下畠反取	屋敷反取	中田反取	下田反取	新開発等		
元和 元卯	1町5反2畝2歩	2町8反2畝14歩	12町4反2畝27歩	6反1畝17歩	6反6畝13歩	10町8反3畝15歩		19石3斗 2升2合	3貫335文
2 辰	35文	25文	15文 16文	100文	2斗5升	2斗 1斗5升(卯発)	下田 1町 5反(卯発)	22石5斗 4升8合	3貫264文
3 巳	40文	25文	15文	100文	2斗5升	1斗 1斗5升		15石7斗 2升6合	3貫794文
4 午	45文	30文	15文	100文	4斗	3斗 1斗 (辰発)	下田 3段6畝22歩 下田 4畝10歩 (辰・巳発)	35石4斗 7升4合	3貫931文
5 未	45文	30文	20文	100文	4斗	3斗 2斗(辰・巳発)	下田 3反6畝22歩 (辰・巳発) 下畠 4畝10歩 (巳発)	35石3斗 3升3合	4貫550文

(小島家文書下野村年貢割付状より作成。損免引、田畠反取の賦課面積、取米・取永は省略した。新田分下田の2つの反取は、新開を高入したことによる。)

近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢收取

卯霜月三日

伊奈半十(忠治)
(黒印)

名主百姓中

(杉戸町小島滋道氏所蔵文書)

この時期の年貢收取の動向をまとめたのが表5である。米納、永納とも大幅な増徴をよみとることができる。元和元年と五年を比べると、米納で約八〇%、永納で約四〇%増徴している。この要因には次の二点^{(元和元年(同二年)卯発辰発)}があげられる。第一に、元和元年検地後も、卯発辰発^{(元和元年(同二年)卯発辰発)}巳発と新田開発が行われ新田が増加したこと、第二に、反取の引上である。また、反取の引上、安定と対象的に、この時期には、二通りの反取は、元和二年の下畠と三年の下田のみであまりみられないことから、生産基盤としての新田等の安定化も考えられよう。

以上、下野村の慶長・元和期における年貢收取をまとめると次のようになる。幸手領下野村では、慶長期以降、新田開発がさかに行われ、年貢收取が行われたが、その徴租法は反取法であった。しかし、その新田としての生産性の不安定から、伊奈氏は2・3通りの反取を採用し、年貢收取の安定化をはかった。元和期になると、検地による打出の他、新田開発の継続による耕地の増加、新田の安定、反取の引上が行われ、大幅な年貢増徴が実施された。

三 水田地域平須賀村における伊奈氏の年貢收取

平須賀村は、古利根川と中川(権現堂川、庄内川)の中間に位置

し、中川の自然堤防上にある村である。天正十八年の徳川氏関東入封により直轄領となり、伊奈氏の支配となった。その間、寛永四(一六二七)年、同十四(一六三七)年と二度の検地が行われている。伊奈氏発給の年貢割付状は、慶長十(一六〇五)年の上平須賀村年貢割付状を初見に、元禄九(一六九六)年まで多数残っているが、ここではその対象時期を延宝期までに限定して考察してみたい。便宜上、寛永期の二度の検地を基準にⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期に分けることにした。

(一)水田地域の反取法(慶長期)

平須賀村年貢割付状の初見である慶長十三年のものは、上平須賀村の分のみであり、平須賀村の全容を伝えるものではないが、形式的には、慶長十七年以降に出された平須賀村のものと同じである。徴租法は、先の下野村同様、田方米納、島方永納を基本とした反取法である。

(史料12)

上平須賀村巳年可納年貢割付之事

- 上田老町歩 此取五石 五つ取³⁰⁾
- 中田五反歩 此取四石 四つ取
- 下田老町老反^三歩 此取式石七斗五升式合 二つ半取
- 米合拾老石七斗五升式合
- 此ノ表三拾三表式斗式合
- 此外

近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢收取

田五反歩

水流ニ引

中島式反七畝歩

此代百式拾老文 四十五文代

下島四町四畝三歩

此代老貫六百十七文 四十文代

此外四町老反三畝歩

水流ニ引

屋敷四反九畝歩

此代四百九拾文

百代

永立合式貫式百式拾八文

右如此相定之上ハ、十一月廿日を切而、可致皆済

若於無沙汰ニハ、^(謝)鑄責を以可申付者也、仍如件、

巳九月廿一日

伊備前^(忠次)
(花押)
(黒印)

上平須賀村

名主百姓中

(史料13)

子年平須賀村御年貢可納割付ノ事

(文書館収蔵船川家文書No九五四)

- 上田式町老反六畝拾歩 此内式反五畝歩 不作
- 残老町九反老畝拾歩 五斗五升取
- 此取拾石五斗式升老合
- 中田式町五反五畝廿六歩 此内老反八畝十五歩 不作
- 残式町三反七畝拾老歩 五斗取
- 此取拾老石八斗六升八合
- 下田九町老反六畝拾老歩 此内老反九畝歩 不作
- 残六町九反七畝拾老歩 三斗五升取

表 6 第一期平須賀村年貢高表

年代	上田		中田		下田		上畠		中畠		下畠		屋敷	米合	永合	
	反取	取米	反取	取米	反取	取米	反取	取永	反取	取永	反取	取永				
慶長10 上平須賀村	5斗	5石	4斗	4石	2斗5升	2石7斗5升2合			45文	121文	40文	1貫617文	100文	2貫228文	11石7斗5升2合	2貫228文
17 平須賀村	5斗5升	10石5斗2升1合	5斗	11石8斗6升8合	3斗5升	2石4斗7合6石	70文	1貫506文	60文	2貫338文	40文	5貫977文 210文	100文	756文	52石7斗9升6合	10貫783文
18 平須賀村	5斗5升	10石5斗2升2合	5斗	11石5斗6升8合	3斗5升 4斗	7石7斗 28石6斗1合	60文	1貫290文	45文	1貫704文	30文	4貫591文	100文	756文	58石3斗9升2合	8貫346文
19 平須賀村	5斗	9石5斗6升7合	4斗5升	10石8斗6升1合	3斗5升 2斗5升	20石3斗6升4合 5石	60文	1貫291文	50文	2貫9文	35文 20文	3貫851文 1貫文	100文	756文	45石7斗9升	8貫907文

(船川家文書平須賀村年貢割付状より作成。損免引、田畠反取の賦課面積等は省略した。)

此取貳拾四石四斗七合

下畠拾五町四反拾壹步

此内四反七畝步

付荒

同 貳町步

三斗取

殘拾四町九反三畝十一歩

四十代

此取六石

此代五貫九百七十三文

米合五拾貳石七斗九升六合

下畠六反歩

水かれ

卅五代

此表百五拾表貳斗九升六合

此代貳百拾文

上畠貳町貳反九畝十九歩

此内壹反四畝十五歩

屋敷七反五畝十八歩

百代

殘貳町壹反五畝四歩

七十代

此代七百五十六文

此代壹貫五百六文

永合拾貫七百八拾三文

中畠四町壹畝廿五歩

此内壹反九畝歩

付荒

殘三町八反九畝廿五歩

六十代

右如此相定之上へ、霜月廿日以前ニ急度皆
濟可申候、若於無沙汰^(通)踏責以可申付者也、仍如件、

此代貳貫三百卅八文

伊奈半十郎^(忠治)
(花押)
(黒印)

伊奈半十郎^(忠治)
(花押)
(黒印)

伊奈半十郎^(忠治)
(花押)
(黒印)

伊奈半十郎^(忠治)
(花押)
(黒印)

平須賀村納肝煎中

百姓中迄

(文書館収蔵船川家文書No九五五)

この時期の年貢取動向をまとめたのが表6である。慶長十年以降、同十七年の間に、反別面積が増加しているところをみると、上平須賀村を含む村の統合が行われ、平須賀村が成立したものと思われるが、この間に、上中下田、上中下畠ともにわずかつたが反取の引上がみられる。また、慶長十年の中下畠の水流による損免が大きかったことは注目される。慶長十七年から十九年の間は、新田開発、改出による反別面積の増加にもかかわらず、慶長十九年の年貢取量は大きく後退している。その原因は、下田一町三反歩余の水くさりによる損免引と三斗五升・二斗五升という二通りの石盛の後退、しかも水つかりの下田二町歩が反取二斗五升になっていることであり、下畠についても同様なことがいえる。ここにおいても、年貢取取の大幅な後退を抑止するために二通りの反取とその賦課面積を決定した伊奈氏の意図が考えられる。そして、その基準は、水くさりにより収納不能な反別は損免引とし、水つかり程度の収納減収の反別には、その程度により、反取の引下を行い、年貢を徴収した。以上のような徴租法をとりながら、伊奈氏は、反取を引上、年貢の安定かつ増徴を意図していたと考えられる。しかし、慶長期平須賀村においては、結果的には増徴できなかった。

(二) 寛永四年検地と本田の増徴

近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢取取

平須賀村では、寛永四年、伊奈忠治のもとで本田新田ともに検地が実施され、表7のように、それぞれ大きな打出が行われた。とくに本田分の打出においては、上田、上畠、中畠が大幅に増加しており、各田畠の品位の上昇が行われている。本田における生産性の向上を背景にしていると思われるが、より高い反取である上位品位に位置づけることにより、年貢増徴を確実に行うとする伊奈氏の意図を読みとることが出来る。また年貢割付状をみると、本田、新田を分けて記載するようになるが、新田については、本村、吉岡、赤木、外河内など坪(字)ごとに、上中下各田畠の反取を設定し、さらに、水損等による収納等の変化に応じた二通りの反取と賦課面積を設定するという複雑な形式をもつものになっている。

(史料14)

(寛永九年)

申年平須か村御年貢可納割付之事

上田六町式畝八歩

此わけ

五町八反三畝四歩 内畵町歩

付荒

残三町式反式畝八歩

五斗取

此取拾六石壹斗壹升四合

同畵町六反廿六歩

壹斗取

此取壹石六斗九合

あか木
同畵反九畝四歩

五斗取

此取九斗五升六合

表7 近世前期平須賀村田畠面積 (単位畝、歩以下切捨)

	本 田								新 田								検 地	
	上田	中田	下田	上畑	中畑	下畑	屋敷	上田	中田	下田	上畑	中畑	下畑	屋敷				
慶長	10	100	50	110	0	27	404	49										
	17	216	255	916	229	401	1540	75										
	18	↓	↓	↓	↓	↓	1600	↓										
	19	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓										
寛永	9	602	60	0	559	1143	321	155	6	1079	3375	0	295	3326	16	寛永4		
	11	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	13	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	16	651	0	↓	↓	↓	↓	↓	465	905	4070	509	344	3614	62	寛永14		
	18	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	∴	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	∴	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	∴	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
	∴	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			

近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢収取

(船川家文書平須賀村年貢割付状をもとに作成)

中田六反壹歩
 此取式石四斗壹合
 上畠五町五反九畝八歩
 此取式貫五百拾六文
 中畠拾壹町四反三畝五歩
 此取四貫壹文
 下畠三町貳反壹畝拾四歩
 此取八百四文
 屋敷壹町五反五畝五歩
 此取壹貫五百五拾貳文
 同所新田
 上田六畝拾五歩
 取なし
 中田拾町七反九畝廿三歩
 此わけ
 七町壹反八畝拾八歩
 内壹町五反歩
 残三町六反八畝拾八歩
 此取拾四石七斗四升四合
 同式町歩
 此取式石也
 吉岡
 壹町壹反五畝歩
 内五反歩
 残六反五畝歩
 付荒
 壹斗取
 四斗取
 付荒
 丸二付荒
 百文取
 式拾五文取
 三拾五文取
 四拾五文取
 四斗取

此取式石式斗七升五合

赤木
式町四反六畝五歩 内七反五畝歩

付 荒

残耆町七反耆畝五歩

四斗取

此取六石八斗四升七合

下田三拾三町七反五畝廿九歩

此分

拾六町五反五畝廿三歩 内式町歩

付 荒

残拾町五反五畝廿三歩

三斗取

此取三拾耆石六斗七升三合

同四町歩

式斗取

此取八石也

吉岡
六町八反四畝廿九歩 内耆町歩

付 荒

残四町五反四畝廿九歩

三斗取

此取拾三石六斗四升九合

同耆町三反歩

耆斗取

此取耆石三斗
赤木外河内

拾町三反五畝七歩 内耆町歩

付 荒

残七町三反五畝七歩

三斗取

此取式拾式石五升七合

同式町歩

耆斗取

此取式石也

中島式町五反九畝拾耆歩

三拾五文取

近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢収取

此取九百七文

下島三拾三町式反六畝廿七歩

式拾文取

此取六貫六百五拾四文

屋敷耆反六畝廿三歩

百文取

此取百六拾八文

米合百式拾五石六斗式升五合

永合拾六貫六百式文

右如此相定上へ、霜月廿日を切而、可致

皆済、其過無沙汰者、譴責を以可申

付者也、仍如件

寛永九年申霜月五日

(忠治)
伊半十 (黒印)

名主百姓中

(裏書)
表書員数之内 御赦免之覚

米五石七斗式合

田石高二而耆分四厘引

永耆貫六百三拾五文

畠石高二而式分八厘引

右分、為御慈悲御赦免被成候間、田島

石高を以、郷中百姓共むらなくかり

とり可申候、為其如此也、

申十二月十七日

伊半十 (黒印)

(文書館収蔵船川家文書 No. 九六一)

表 8 第 II ・ III 期平須賀村年貢高表 (反取、米合、永合の動向)

年代	本 田						新 田						米 合	永 合	
	上 田	中 田	上 畠	中 畠	下 畠	屋 敷	上 田	中 田	下 田	上 畠	中 畠	下 畠			屋 敷
寛永 9	5斗 1斗	4斗	45文	35文	25文	100文	丸付荒	4斗 1斗 3斗5升 1斗	3斗 2斗 1斗		35文	20文	100文	125石6斗2升5合	16貫602文
11	[]	4斗5升	60文	45文	35文	100文	5斗	4斗5升 4斗 1斗	3斗5升 1斗		40文	35文 20文	100文	137石7斗2升	21貫525文
13	[]	[]	[]	[]	[]	[]	5斗	4斗5升 1斗	3斗5升 1斗		45文	40文 20文	100文	159石5斗6升1合	23貫498文
16	丸付荒		60文	50文	35文	100文	4斗5升 1斗	4斗 1斗	3斗 1斗		45文	30文	100文	55石9斗8升5合	27貫571文
18	5斗5升 1斗		70文	60文	40文	100文	丸付荒	4斗5升 1斗	3斗5升 1斗		60文	50文	100文	66石8斗1升5合	31貫668文
20	[]		[]	[]	[]	[]	5斗 1斗	4斗5升 1斗	3斗5升 1斗		70文	60文	100文	123石5斗3升7合	36貫354文
承応 2	6斗 1斗		80文	70文	55文	100文	5斗 1斗	4斗5升 1斗	3斗5升 1斗		70文	65文	100文	182石1斗6升4合	38貫486文
明暦元	6斗 1斗		75文	65文	45文	100文	5斗 1斗	4斗5升 1斗	3斗5升 1斗		65文	55文	100文	115石5斗3升	33貫 98文
寛文元	6斗 1斗		85文	75文	55文	100文	5斗 1斗	4斗5升 1斗	3斗5升 1斗		75文	65文	100文	212石9斗5升7合	41貫395文
5	6斗 1斗		85文	75文	55文	100文	5斗 1斗	4斗5升 1斗	3斗5升 1斗		75文	65文	100文	203石3斗7升9合	41貫399文
11	6斗 1斗		90文	80文	60文	100文	5斗 1斗	4斗5升 1斗	3斗5升 1斗		80文	70文	100文	216石7斗 7合	44貫612文
12	6斗 1斗		95文	85文	65文	100文	5斗 1斗	4斗5升 1斗	3斗5升 1斗		85文	75文	100文	224石6斗3升3合	47貫923文
延宝元	6斗 1斗		95文	85文	65文	100文	5斗 1斗	4斗5升 1斗	3斗5升 1斗		85文	75文	100文	227石5斗9升3合	47貫923文
3	6斗 1斗		95文	85文	65文	100文	5斗 1斗	4斗5升 1斗	3斗5升 1斗		85文	75文	100文	229石2斗6升8合	47貫923文
5	6斗		110文	100文	80文	120文	5斗1升	4斗5升	4斗		105文	95文	120文	234石5斗5升5合	60貫364文

(船川家文書平須賀村年貢割付表をもとに作成。損免引、各坪(字)ごとの田畠反取賦課面積、若干の新開発分は省略した。)

この時期の平須賀村の年貢収取をまとめたのが表8である。本田分と新田分をまとめ別々に打出したことによる反別の増加と品位の上昇が年貢納高の大幅な増徴の要因になっていると考えられる。また、寛永九年には、その割付状の裏書に「表書員数之内御赦免之覚」として米五石七斗二合、永宥貫六百三拾五文の赦免が実施されているがこれは表書の米合、永合から、それぞれ宥分四厘、式分八厘割引されたものであり、損免引、反取の引下以外の伊奈氏の減免措置として注目される。

(三) 寛永十四年検地と新田の増徴

寛永期平須賀村では、四年にひきつづき、十四年にも検地が実施されている。表8をみると、この検地により、本田においては上田への品位上昇がみられ、上田のみの六町五反一畝十一歩になっていた。新田においては、新たな打出とともに、上田・上畑への品位上昇がみられ、大幅な年貢増徴を意図したものであったことがわかる。とくに、新田分における年貢増徴が本田分比べて主目的であったといえる。この時期の年貢割付状では、承応二年より辰の改出三反歩、寛文四辰より高入下田四反九畝十二歩、延宝元年より子改出田三反三畝十八歩、島四反三畝二十四歩などが年貢割付状に記載され、年貢が賦課されているほかは、その記載形式に大きな変化はない。この時期の平須賀村の年貢収取をまとめたのが表10である。この時期は、さらに次の二つの区分に分けて考察したい。

(寛永十六年—明暦元年)

近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢収取

寛永十四年の検地後まもなくの寛永十六・十八年に大幅な年貢の後退がみられる。本田・新田ともに、ほとんどが水損による損免状態であったことがわかる。島方の被害がなく田方の被害が大きかったのは、島方が中川の自然堤防上に位置するのに対し、田方とくに新田のほとんどが、その後背湿地に位置していたためと思われる。寛永期後半から明暦期にかけての平須賀村の貢租は島方永納（二十七貫↓三十一貫↓三十六貫↓三十八貫↓三十三貫）が比較的安定した傾向を示すのに対し、田方米納（五十五石↓六十一石↓一二三石↓一八二石↓一一五石）は不安定なものであったことがわかる。このような田方米納の不安定な損免状態に対して、伊奈氏は、上田（八六斗・八一斗）中田（八四斗五升）下田（八三斗五升）というように、反取を一気に引下ることをせずに、一斗という低賦課の反取を使い、米納の収納に努力していることがうかがえる。そして、田方のそれぞれの反取の掛数である賦課面積によっても微妙な年貢の変動が行われているのである。このことは、反取の引上によって年貢増徴を行うという意図が伊奈氏にあり、反取は下げず、もう一つの低賦課の反取を使い分けることにより減免を行い、高賦課の反取が次の段階の増徴の基準となるようにしたものとは考えられないだろうか。

(寛文元年—延宝五年)

この時期は、田方米納・島方永納ともに順調な増徴傾向を示している。とくに、本田・新田ともに反取の引上による島方永納の大幅

な増徴が行われている。また田方米納においても、石盛の上昇はみられないが、損免引がなくなり、二つの反取の上位反取への賦課率が高まったり、延宝五年には二つの反取が上位反取の方へ統一され（本田上田六斗・新田上田五斗一升・中田四斗五升・下田四斗）、そのことが田方米納の増徴の要因になっている。延宝五年の田方米納は明暦元年に比べると一〇三%増、畑方永納は七〇%増と大幅な増徴になっている。

近世前期における平須賀村の年貢収取をまとめると次のようになる。慶長期平須賀村においては、下野村同様本田と新田は別々の年貢割付が行われていたと思われる。残された本田である平須賀村の割付状によると徴租法は反取法であり、伊奈氏は水くさり等による収納不能な反別は損免引とし、水つかり程度の収納減収の反別には反取を下げ（二通りの取高）、年貢収取の大幅な後退を抑制しようとした。この徴租法は以後継承された。平須賀村では寛永期に二度検地が実施されたが、それは、明らかに年貢増徴を意図していたと思われる。その方法は、検地の打出とともに、各田畠をより上位の品位に位置づけることであり、四年の検地では本田分が十四年には新田分がより上位品位に位置づけられた。検地後は、反取の引上による増徴が実施された。しかし、その増徴にはかなりの無理があったと思われる。寛永期には大幅な損免引がみられ、また赦免による割引も実施されている。また、反取もより低賦課の反取（一斗）を別に設定（二つの反取）しなければならなかった。このような状況

の中で、平須賀村の年貢収取が安定かつ大幅に増徴するのは寛永期以降であった。

おわりに

以上、近世前期における武蔵幕領の年貢収取を伊奈備前守忠次にはじまる伊奈氏支配の村々を中心に検討してきた。結果をつぎのようにまとめてみたい。①伊奈氏は忠次以降、代官頭、関東郡代として、武蔵幕領支配に大きく携わってきたが、徴租法においては山間地域秩父郡太田部村においては永高法を、東部低地葛飾郡下野村・平須賀村においては反取法を採用した。②太田部村においては寛文二年の検地を境に、永高法から反取法への転換がなされた。また太田部村の永高法実施期の年貢変動要因については、北遠江幕領で見られた割増、割引がみられたが、大幅なものではなく、寛文検地以前においては増徴はみられず、永高法による畠方年貢増徴のむづかしさを示しているといえよう。寛文二年検地はまさに幕府、伊奈氏にとって年貢増徴を意図したもので、反取法により各屋敷の反取を上げたが、村側の年貢皆済の遅進等、すぐには意図どおりの増徴はできず、近世前期太田部村においての年貢増徴が達成されたのは、寛文期後半になってであった。また、これら徴租法の基になった慶長期・寛文期の検地帳の具体的な分析は今後の課題としたい。③下野村、平須賀村においては、幕領頭初反取法による年貢収取が行われていた。慶長・元和・寛永期には大幅な新田開発が促進され、

新田畠の増加が増徴の一因をなしていた。また反取も各品位に一つとは限らず、水つかり等により収納の減った反別にはもう一つの低位な反取も用いられた。寛永期になると、平須賀村では二度の検地が実施されたが、それは新たな田畠の打出とともに、より上品位への集約がなされ、実質的には反取の大幅な引上になった。とくに十四年の検地では、新田分の増徴に主眼がおかれていた。この寛永期の大幅な増徴は、米納を原則とする田方においてかなりの無理があったようで、延宝五年に反取が一つに統一されるまでは、一斗という低位な取高による二通りの反取で年貢が賦課された。伊奈氏の水田地域における反取法は、このように田方の状況に応じた実に柔軟性にとむものであった。一方、畠方では、反取引上による増徴がみられた。平須賀村において、年貢取取が安定かつ増徴するのは寛文期になってからであり、反取引上の生産基盤が田方に確立したのは延宝五年であったといえよう。

最後に本稿の執筆にあたって川鍋定男氏からは貴重な助言をいただきました。記して感謝致します。

註

- (1) 川鍋定男氏「近世前期関東における検地と徴租法」(『神奈川県史研究』47号)
- (2) 和泉清司氏「近世初期関東における永高制について―武蔵を中心に―」(『埼玉地方史』11号)一九八二)
- (3) 佐藤孝之氏「近世幕領における永高制―北遠地方の事例を中心に―」(『近世前期北遠幕領における年貢取取』「近世前期の年貢取取と農村金融―北遠幕領を素材として」「近世前期北遠三倉領における年貢取取」(『徳川林政史研究所紀要』昭52・53・54・57)
- (5) 坂田英昭氏「近世初期武蔵国東部低地における貢租動向―平須賀村年貢割付状の検討を通して―」(『埼玉県立文書館報』昭55)
- (6) 村上直氏「初期関東幕領における在地支配―伊奈郡代の開発地域を中心に―」(『日本歴史』一八四・一八五昭和38)「関東郡代の歴史的前提―伊奈備前守忠次を中心に―」(『徳川林政史研究所紀要』昭43)
- (7) 本間清利氏『増補新版 関東郡代』
- (8) 和泉清司氏「近世初期関東における新田開発―伊奈氏の開発を中心に―」(『駿台史学』56一九八二)『伊奈忠次文書集成』文献出版昭56
- (9) 小沢正弘氏「近世初期武蔵国東部における伊奈氏の新田開発政策」(『埼玉地方史』2一九七六)
- (10) 伊奈忠次にはじまる関東郡代伊奈氏は、徳川家康の関東入封後から寛政四(一七九二)年に第十二代忠尊が改易されるまで、幕領支配に大きな役割を果たした。
- (11) (史料8)元禄九年下野村将監新田開発覚(杉戸町小島滋道氏所蔵文書)中の記載がある。
- (12) 伊奈忠次が従五位下備前守になったのは慶長五年であり、また花押・黒印の使用年代から、この文書の「申」は慶長元年ではなく慶長十三年である。
- (13) 三つ半五つ取は、反当取高(反取)を示すものであり、厘取法による割合を示したものではない。このように、伊奈忠次のころの初期の反取は斗升で示されていない。